

東汲沢小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 1 日策定(令和 6 年 3 月 11 日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要である。

(2) いじめ防止等に向けての基本理念

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

〈いじめ防止に向けた学校としての方針〉

- ・あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
 - ・子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じ、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
 - ・いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
 - ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
 - ・相談窓口を明示するとともに、子どもに対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて子ども一人ひとりの状況の把握に努める。
 - ・教職員一人ひとりがつらい思いをしている子どもの気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図る。
 - ・学校と保護者は子どもの成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信し、連携・協力を図る。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

学校いじめ防止基本方針に基づき「学校いじめ防止対策委員会」を設置し、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む。「学校いじめ防止対策委員会」は、いじめの未然防止と早期発見、事案対処に取り組むた

めの中核の役割を担う。

(1) 委員会の構成員

- ・校長、副校長、児童支援専任、教務主任、学年主任、関係教職員
- ・必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部の専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがあった段階で、直ちに臨時の「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を子どもと保護者に周知する。

○早期発見・事後対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の役割を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報や子どもの問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめを察知した場合には、情報を迅速に共有し、関係する子どもに対するアンケート調査、聞き取り調査等を行って事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめを受けた子どもに対する支援、いじめを行った子どもに対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか点検と見直しを行う。

3 いじめの未然防止、早期発見、事案対処

(1) いじめの未然防止

- いじめはどの子どもにも起こり得るという認識のもと、一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるようになる。
- ・児童運営委員会やよこはま子ども会議での取組を充実させ、子どもが主体的にいじめの問題について考え行動できるような機会をつくる。
- ・豊かな心の育成のため、人権教育や道徳教育など学校教育活動全体を通じた包括的な取組を年間計画等に具体的に盛り込み、適切な指導を行うとともに、学級活動や委員会活動、ぐみの実活動（縦割り活動）を通して、子どもの自主的・実践的な活動に教師が積極的にかかわる。
- ・Y-P アセスメントに関する研修を行い、アセスメントを通して子ども一人ひとりの実態や内面をとらえるとともに、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用して集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係、学校風土づくりをする。

(2) いじめの早期発見

○いじめをしない、させない、見逃さない。

- ・いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的に認知することが必要である。日頃から子どもとの信頼関係の構築等に努め、子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。
- ・いじめ解決一斉キャンペーン、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、子どもがいじめを訴えやすい体制を整える。また、子どもから相談があったときは迅速に対応することを徹底する。
- ・学校いじめ防止対策委員会や学年研、職員会議等を通して、全職員で日常的に情報を共有するよう努め、気にかかる子どもや配慮を要する子どもの状況を把握し、子どもの困り感に寄り添う。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携して状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による子どもの意識の向上及び保護者への啓発に努める。

(3) いじめに対する措置

○子どもを第一に考え、迅速かつ的確な措置を行う。

- ・教職員は、いじめの疑いがあった段階で、個人で判断することなく各学年や学年ブロックで情報を共有し、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談して学校での組織的な対応につなげる。また、各教職員は、学校の定めの方針等に沿っていじめに係る情報を適切に記録する。学校いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、管理職のリーダーシップの下、事実関係の確認やケースカンファレンスを行い、組織的に対応方針を決定する。
- ・学校は、いじめを受けた子どもを徹底して守り通し、事情や心情を聴取して状態に合わせた継続的なケアを行う。いじめを行った子どもに対しては、子どもの人格の成長を考えた教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。事情や心情を聴取し再発防止に向けて適切に指導するとともに、子どもの状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。
- ・いじめが犯罪行為にあたりと認められたり、子どもの生命、身体、財産に重大な被害が生じたりする場合は、管理職の判断で警察署等関係機関、専門機関との連携を図り対応していく。

(4) いじめの解消

○教育的観点からいじめを受けた子ども・いじめを行った子どもの経過を追い、再発等の防止を図る。いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

- ・いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

〈いじめ解消の要件〉

- ① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- ② いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと。

- ・学校は、いじめ解消に至るまで、いじめを受けた子どもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- ・いじめ防止対策委員会は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(5) 教職員等への研修

- ・いじめ防止対策委員会を中心に、いじめを見逃さないよう教職員の資質の向上を目指し、計画的に研修

等を実施する。

・いじめの定義、原因や背景、対応と未然防止について、具体的な事例を通じた研修を行う。また、特別支援教育に関する研修を実施し、児童理解を深める。

(6) 学校運営協議会等の活用

・学校評価アンケートの結果やいじめ問題、学校が抱える問題を共有し、地域とともに解決に向けて連携・協働して取り組んでいく。

(7) 子ども理解の研究

・主体的に考え、判断し、表現する子どもの育成を目指した授業の重点研究(*別紙参照)をすすめるとともに、教職員が様々な角度から子ども達一人ひとりの考えや気持ちを見取ることを通して、いじめ防止につなげていく。

(8) 取組の年間計画

月	子ども	教職員	保護者・地域
4月	学級開き・学年開き ひぐみっこのやくそく確認	引継ぎ、児童理解研修 支援指導委員会 ・ひぐみっこのやくそくの確認 ・児童理解のための情報共有 いじめ防止対策委員会 ・いじめ防止基本方針の確認 ・情報共有・対応方針決定 年間計画(学年暦)作成 学級学年目標作成 人権教育推進協議会総会 戸塚中ブロック定例会	学校説明会 地域訪問
5月		人権教育推進担当者研修会	学校説明会 懇談会 学校運営協議会
6月	Y-P アセスメント いじめアンケート ちょこっと面談 プライベートゾーンの指導 よこはま子ども国際平和 スピーチコンテスト	Y-P アセスメント情報共有・分析	個人面談 学校運営協議会 学校家庭地域連絡協議会
7月	横浜子ども会議(ブロック)	人権研修 体罰防止研修 戸塚中ブロック定例会	地区懇談会
8月	横浜子ども会議(戸塚区)	児童理解研修	



		戸塚中ブロック定例会	
9月	SOSプログラム 学校評価アンケート	人権啓発研修会	懇談会
10月	Y-P アセスメント いじめアンケート ちょこっと面談		
11月	学校評価アンケート		個人面談
12月	人権朝会 人権週間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン 学校評価アンケート		
1月		人権教育推進協議会実践交流会 戸塚中ブロック定例会	学校運営協議会
2月			懇談会
3月		年間計画(学年暦)振り返り ひぐみっこのやくそく改定 いじめ防止基本方針改定	学校運営協議会

4 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条では、次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いに当たるとしている。

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(法第 28 条第1項第1号)。
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(法第 28 条第1項第2号)。
- ③ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき(法第 28 条第1項附帯決議)

○発生の報告

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始する。学校は、重大事態(疑いを含む)に該当すると判断した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直し

を行う。